

専第6号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 44,144円

相手方		事由
氏名	住所	
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■	鹿児島市紫原五丁目の市道において発生した警察官の交通誘導を起因とする自動車損傷事故